

横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱

制 定 平成5年12月14日 教私第133号（助役決裁）
最近改正 令和4年6月3日 こ保運第278号（局長決裁）

（目 的）

- 第1条 この要綱は、本市の幼児教育における幼稚園、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の果たす重要な役割にかんがみ、予算の範囲内における、幼稚園等に対する助成の措置について規定することにより、幼稚園等の教育条件の維持及び向上を図り、幼稚園等の健全な発達に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号（以下「補助金規則」という））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 幼稚園
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもののうち、横浜市内に設置されている私立幼稚園をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項に規定する認可を受けたもののうち、横浜市内に設置されている幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園
認定こども園法第3条第1項に規定する認定を受けたもののうち、同条第2項第1号及び同条第3項に規定する要件を満たし、横浜市内に設置されている私立認定こども園をいう。

（補助金の交付の対象）

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する幼稚園等の設置者とする。

（補助金対象経費）

- 第4条 補助の種類及び対象となる経費は、次のとおりとする。
- (1) 私立幼稚園等補助
幼稚園等の施設・設備の整備等に要する経費、地域と一体となって行う幼児教育事業に要する経費及び家庭教育を推進するための講座の開設に要する経費など
- (2) 防災備蓄補助
新たに横浜市預かり保育幼稚園等として認定した幼稚園等の防災・備蓄に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察、研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いといえない経費については、本補助金の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園等補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 私立幼稚園等補助金事業計画書(第2号様式)

(2) 前年度資金収支決算書(第3号様式)

(3) 幼稚園等設置状況調(第4号様式)

(4) 園則(学則)

4 前項の書類のうち、前年度資金収支決算書(第3号様式)は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従って作成したものとする。なお、都道府県に提出した前年度資金収支計算書の写しをこれに代えることができるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に定める補助の種類ごとに算出する額の合計額とする。

(1) 私立幼稚園等補助

別に定める配分基準により、園ごとに算出した、園割額及び園児数割額の合計額又は前条による事業計画書(第2号様式)における経費の合計額のいずれか低い額とする。

(2) 防災備蓄補助

別に定める配分基準により、園ごとに算出した金額又は前条による事業計画書(第2号様式)における経費の合計額のいずれか低い額とする。

2 算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てにより調整するものとする。

(変更届)

第7条 補助金規則第7条第1項の規定による事業内容等の変更及び補助金規則第7条第2項の規定による事業内容等を中止しようとする場合に提出する書類は、事業計画変更(中止)届(第5号様式)とする。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市私立幼稚園等補助金不交付決定通知書(第6号様式)により行なうものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は横浜市私立幼稚園等補助金交付決定通知書(第7号様式)により行なうものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項1号により設置者は補助事業等が完了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園等補助金実績報告書(第8号様式)、横浜市私立幼稚園等補助金実績

明細（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 補助金規則第14条第1項2号及び3号の規定による書類の添付については省略できるものとする。
- 3 補助金規則第14条第5項第3号により補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める設置者は第2条第1項第1号から第3号までに規定する設置者とする。

（補助金額の確定通知）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園等補助金確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第12条 補助金規則第17条の規定により、設置者の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合、市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することとする。

- 2 設置者は、前項の規定により交付を受けた補助金について、事業完了後に残額が生じたときには、速やかに補助金精算報告書を添えて精算残額を返還しなければならない。

（補助金交付の請求）

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園等補助金請求書（第11号様式）により行わなければならない。

（入札及び見積書の徴収の例外）

第14条 補助金規則第24条ただし書に規定する場合は、次に掲げるときとする。

市内事業者による入札等を行わない場合

- (1) 幼稚園で使用する教材・教具、遊具、園児用の机・椅子等
- (2) 演劇、人形劇、ふれあい動物園、講演会、研修会等
- (3) 障害児の介助等
- (4) 同様な事業を行う市内事業者が補助金規則の指定数に満たない場合

（補助金に関する調査）

第15条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 幼稚園等は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、幼稚園等の運営事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月3日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和2年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月22日から施行し、改正後の第12条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降の補助金交付に係るものから適用する。令和3年3月31日以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例

による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(申請先)
横浜市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

年度私立幼稚園等補助金

交 付 申 請 書

横浜市私立幼稚園等補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱を遵守します。

1 申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 資金収支決算書(第3号様式)
- (3) 幼稚園等設置状況調(第4号様式)
- (4) 園 則

年度横浜市私立幼稚園等補助金

事業計画書

設置者(法人)名 _____

園名 _____

事業名	内容及び明細	経費
教材・教具等を除き、100万円以上のものは市内に本社のある事業者にしか補助金は使用できません		
[私立幼稚園等補助]		
合計		0

※施設等の工事については、工事個所・期間・理由等、備品又は教材教具等の購入については、品名・理由等具体的に記入してください。

年度横浜市私立幼稚園等補助金

事業計画書

設置者(法人)名 _____

園名 _____

事業名	内容及び明細	経費
教材・教具等を除き、100万円以上のものは市内に本社のある事業者にしか補助金は使用できません		
[私立幼稚園等補助]		
[防災備蓄補助] ※横浜型預かり保育新規実施園のみ		
合計		0

※施設等の工事については、工事箇所・期間・理由等、備品又は教材教具等の購入については、品名・理由等具体的に記入してください。

年度横浜市私立幼稚園等補助金
資 金 収 支 決 算 書

園 名

(年 月 日～ 年 月 日まで)

(単位:円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
園児納付金収入		人件費支出	
手数料収入		経費支出	
寄付金収入		借入金等利息支出	
補助 金 収 入	横浜市	借入金等返済支出	
	神奈川県	施設関係支出	
	その他 ()	設備関係支出	
資産売却収入		資金運用支出	
付随事業・収益事業収入		その他の支出	
受取利息・配当金収入		資金支出調整勘定	▲
雑収入		翌年度繰越支払資金	
借入金等収入		支出の部合計	0
前受金等収入			
その他の収入			
資金収入調整勘定	▲		
前年度繰越支払資金			
収入の部合計	0		

【 注 意 】

- 1 この決算書は園ごとに作成してください。
- 2 学校法人の場合は、前年度の資金収支決算書の決算額をもとに作成できます。
- 3 「資金収入調整勘定」「資金支出調整勘定」は控除するという意味で▲を記載しています。
- 4 都道府県に提出した資金収支決算書がある場合はそのコピーの提出構いません。

幼稚園等設置状況調

年 月 日 現在

法人名 (個人立園は記入不要)			
園 名			
代表者職氏名 (理事長名、代表役員名、個人立園は設置者名)			
住 所 (園舎住所)	〒		
	区		
電話番号 (園舎番号)	045- -		
学校長名 (園長名)			
教 員 数			
園 児 数	市内	市外	計 0

※ 学校基本調査に準じて記入してください。

(注意) 1 教員一免許状を有する本務者

2 本務・兼務の区別—「学校基本調査」による

(例) 2以上の学校から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。非常勤講師は兼務とする。

事務担当者 (所属・氏名)	
------------------	--

(届出先)
横浜市 長

設置者(法人)所在地 _____

設置者(法人)名 _____

代表者職氏名 _____

園 名 _____

年度 横浜市私立幼稚園等補助金
事業計画変更(中止)届

横浜市私立幼稚園等補助金の対象事業を変更(中止)したいので、次のとおり申請します。

区 分	内容及び明細	経 費
(変更前) 当初申請した事業		
(変更後) 変更する事業 (中止とする場合は「中止」と記入してください)		
変更(中止)の理由		

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等補助金

不 交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市私立幼稚園等補助金については、不交付決定しましたので通知します。

[不交付の理由]

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等補助金
交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市私立幼稚園等補助金については、横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付金額

¥ _____ .-

2 支払時期

3 交付の条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号に定める条件
- (2) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱の定めに従ってください。

㊟

横浜市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

㊟

年度 横浜市私立幼稚園等補助金

実 績 報 告 書

年 月 日に、 第 号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり報告します。

1 補助金交付額 円
(受領年月日 年 月 日)

2 補助金執行額 円

3 差引残高 円

4 添付書類 実績明細(第9号様式)

園名 _____

私立幼稚園補助

内容および明細	経費	摘 要				
		取扱業者名	業者所在地 (市町村名のみ記入)	納品年月日 (工事完了等)	請求 年月日	領収書 年月日
[私立幼稚園等補助]						
合 計	¥ -					

(注意)補助金規則第24条に基づき入札及び見積書徴収等の方法などについて、別紙「市内業者優先及び見積書等について」の条件にしたがってください。

園名

私立幼稚園補助

内容および明細	経費	摘 要				
		取扱業者名	業者所在地 (市町村名のみ記入)	納品年月日 (工事完了等)	請求 年月日	領収証 年月日
[私立幼稚園等補助]						
[防災備蓄補助] ※横浜型預かり保育新規実施園のみ						
合 計	¥ -					

(注意)補助金規則第24条に基づき入札及び見積書徴収等の方法などについて、別紙「市内業者優先及び見積書等について」の条件にしたがってください。

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等補助金

確 定 通 知 書

先に実績報告書の提出がありました横浜市私立幼稚園等補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 補助金額額定額

¥ _____ .-

㊟

年度横浜市私立幼稚園等補助金

請 求 書

¥ _____ .-

年度横浜市私立幼稚園等補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

横 浜 市 長

設置者(法人)所在地 _____

設置者(法人)名 _____

代表者職氏名 _____

園 名 _____

㊟

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

本件振込については、上記名義人あて振込願います。

設置者(法人)名 _____

代表者職氏名 _____

㊟

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

横浜市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

先に交付を受けた令和3年度横浜市私立幼稚園等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱第11条に基づく補助金の確定額

円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(補助金返還相当額)

円

- 3 添付書類

(1) 積算内訳報告書

(2) 課税期間内の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額名等の計算表(写)

積算内訳報告書

- 1 園名
- 2 代表者職氏名
- 3 園の所在地
- 4 補助事業名 私立幼稚園等補助金
- 5 補助金確定額 円

6 概要

(1) 仕入税額控除の有無 (いずれかに○)

有 無

(2) 仕入控除がある場合

ア 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入				非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通売上 対応分		
経費の内訳						
	計					

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

(3) 仕入控除がない場合 (該当するものにチェック)

- 免税業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 個別対応方式において、補助金に係る消費税をすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 個別対応方式において、補助金に係る消費税をすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 補助金の使途がすべて非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- その他